

第 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年8月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第12号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

専第 12 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,050,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ836,811,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年7月21日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		108,684,535	17,225,100	125,909,635
	1 国庫負担金	36,393,961	15,900,225	52,294,186
	2 国庫補助金	69,930,539	1,324,875	71,255,414
2 繰入金		26,248,583	8,838,166	35,086,749
	1 基金繰入金	25,812,679	8,838,166	34,650,845
3 諸収入		112,725,398	4,056	112,729,454
	1 雑入	8,362,058	4,056	8,366,114
4 県債		63,724,000	2,983,000	66,707,000
	1 県債	63,724,000	2,983,000	66,707,000
歳入合計		807,760,998	29,050,322	836,811,320

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		106,691,189	19,970,799	126,661,988
	1 社会福祉費	61,748,833	243,344	61,992,177
	2 災害救助費	3,006,833	19,727,455	22,734,288
2 衛 生 費		54,986,981	26,262	55,013,243
	1 公衆衛生費	40,166,593	14,858	40,181,451
	2 環境衛生費	11,918,874	11,404	11,930,278
3 農 水 産 業 林 費		48,076,253	1,384,503	49,460,756
	1 農 業 費	19,913,380	4,047	19,917,427
	2 畜 産 業 費	3,279,942	18,230	3,298,172
	3 農 地 費	10,027,533	554,400	10,581,933
	4 林 業 費	9,328,833	458,322	9,787,155
	5 水 産 業 費	5,526,565	349,504	5,876,069
4 土 木 費		53,612,553	2,232,578	55,845,131
	1 河川海岸費	14,053,707	1,626,878	15,680,585

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 港湾費	2,253,606	65,700	2,319,306
	3 都市計画費	7,890,246	540,000	8,430,246
5 教育費		142,464,726	468,990	142,933,716
	1 教育総務費	32,601,599	468,990	33,070,589
6 災害復旧費		8,798,272	4,967,190	13,765,462
	1 総務災害復旧費	1,898,324	8,980	1,907,304
	2 農林水産業災害復旧費	3,510,237	458,210	3,968,447
	3 土木災害復旧費	1,486,045	4,500,000	5,986,045
歳出合計		807,760,998	29,050,322	836,811,320

第2表 債務負担行為補正

変更

補正前				補正後			
事項	期間	限度額		事項	期間	限度額	
1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和2年度において総額60億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和3年度～令和23年度	千円 638,086		1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和2年度において総額62億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和3年度～令和23年度	千円 661,362	
	年次別内訳				年次別内訳		
	令和3年度	68,569			令和3年度	71,027	
	令和4年度	71,000			令和4年度	73,600	
	令和5年度	71,000			令和5年度	73,600	
	令和6年度	67,094			令和6年度	69,587	
	令和7年度	61,220			令和7年度	63,495	
	令和8年度	55,450			令和8年度	57,509	
	令和9年度	49,681			令和9年度	51,523	
	令和10年度	44,031			令和10年度	45,661	
	令和11年度	38,141			令和11年度	39,550	
	令和12年度	32,372			令和12年度	33,564	
	令和13年度	26,602			令和13年度	27,577	
	令和14年度	20,890			令和14年度	21,651	
	令和15年度	15,064			令和15年度	15,606	
	令和16年度	9,294			令和16年度	9,619	
	令和17年度	3,524			令和17年度	3,633	
	令和18年度	1,599			令和18年度	1,605	
	令和19年度	1,167			令和19年度	1,167	
	令和20年度	814			令和20年度	814	
	令和21年度	461			令和21年度	461	
	令和22年度	108			令和22年度	108	
	令和23年度	5			令和23年度	5	

区分	期間	利子補給率	
個人	農協 銀行	15年以内	年 1.30%以内
		共同	農協 銀行

区分	期間	利子補給率	
個人	農協 銀行	15年以内	年 1.30%以内
		共同	農協 銀行

補 正 前				補 正 後																													
事 項	期 間	限 度 額		事 項	期 間	限 度 額																											
2 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、令和2年度において総額8億4,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和3年度 ～令和22年度	千円 62,495		2 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、令和2年度において総額8億7,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和3年度 ～令和23年度	千円 66,969																											
	年次別内訳				年次別内訳																												
	令和3年度	5,586			令和3年度	5,955																											
	令和4年度	5,586			令和4年度	5,976																											
	令和5年度	5,586			令和5年度	5,976																											
	令和6年度	5,413			令和6年度	5,792																											
	令和7年度	5,068			令和7年度	5,424																											
	令和8年度	4,723			令和8年度	5,056																											
	令和9年度	4,377			令和9年度	4,687																											
	令和10年度	4,030			令和10年度	4,318																											
	令和11年度	3,684			令和11年度	3,948																											
	令和12年度	3,339			令和12年度	3,580																											
	令和13年度	2,994			令和13年度	3,212																											
	令和14年度	2,647			令和14年度	2,843																											
	令和15年度	2,302			令和15年度	2,474																											
	令和16年度	1,956			令和16年度	2,106																											
	令和17年度	1,610			令和17年度	1,737																											
	令和18年度	1,293			令和18年度	1,397																											
	令和19年度	1,006			令和19年度	1,087																											
	令和20年度	719			令和20年度	777																											
	令和21年度	432			令和21年度	467																											
	令和22年度	144			令和22年度	156																											
					令和23年度	1																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130ト未満の漁船その他の施設</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="2">年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内</td> <td>年 0.60% 以内</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	期 間	利子補給率	個人施設等資金	130ト未満の漁船その他の施設	20年以内	年 1.30% 以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年 0.60% 以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130ト未満の漁船その他の施設</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="2">年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内</td> <td>年 0.60% 以内</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	期 間	利子補給率	個人施設等資金	130ト未満の漁船その他の施設	20年以内	年 1.30% 以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年 0.60% 以内
区 分	期 間	利子補給率																															
個人施設等資金	130ト未満の漁船その他の施設	20年以内	年 1.30% 以内																														
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内																															
共同利用	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年 0.60% 以内																														
区 分	期 間	利子補給率																															
個人施設等資金	130ト未満の漁船その他の施設	20年以内	年 1.30% 以内																														
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内																															
共同利用	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年 0.60% 以内																														
3 事務機器等賃借	令和3年度 ～令和10年度	4,140,882		(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和10年度	4,143,780																											
	年次別内訳				年次別内訳																												
	令和3年度	772,698			令和3年度	773,354																											
	令和4年度	766,359			令和4年度	767,015																											
	令和5年度	763,574			令和5年度	764,230																											
	令和6年度	737,809			令和6年度	738,465																											
	令和7年度	630,989			令和7年度	631,263																											
	令和8年度	254,093			令和8年度	254,093																											
	令和9年度	145,607			令和9年度	145,607																											
	令和10年度	69,753			令和10年度	69,753																											

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>耕地災害補 現年発生事業費</p>	<p>千円 13,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p>
<p>総務施設設 現年発生単 災害復旧事業費</p>	<p>5,000</p>	<p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p>		
<p>農林水産施設設 現年発生単 災害復旧事業費</p>	<p>10,000</p>	<p>(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることが できる。</p>		<p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>公共土木 現年発生単 災害復旧事業費</p>	<p>1,457,000</p>	<p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	千円 51,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	1,536,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地防災国庫補助事業費	45,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	305,000			
治山国庫補助事業費	990,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	1,185,000			
漁港国庫補助事業費	194,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	277,000			
河川国庫補助事業費	1,101,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	1,318,000			
港湾建設国庫補助事業費	302,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	324,000	(補正前に同じ)		
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	16,000			
単県河川整備事業費	3,848,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	4,357,000			
治山現年単県災害復旧事業費	23,000	(その他) 工事その他	においては、 当該見直	は借換えをす ることができ	174,000			
		の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	し後の利 率)	る。				
計	6,509,000				7,956,000			